

農園利用方式の概要

「農園利用方式」とは、相当数の方々を対象として、定型的な条件でレクレーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供するものであります。

これは、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないもので当該農作業の用に供するものに限られます。

また、継続して行われる農作業というのは、年に複数の段階の農作業（植付けと収穫等）を行うことをいうものであって、果実等の収穫のみを行う「もぎとり園」のようなものは、これに当たりません。

解りやすく説明すると、農業者（農地所有者）が農園に係る農業経営を自ら行い、利用者（都市住民等）が農園に係る農作業の一部を行うため当該市民農園に入場するといった方式で、賃借権等の権利を設定するのではなく、農業者の指導・管理のもとに利用者の方々がレクレーション等の目的のため複数の段階で農作業を体験するものです。

この場合、農業者と利用者は「農園利用契約」を締結することとなります。